

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

茨木市水道部より大切なお知らせ

2019年10月1日より

指定給水装置工事事業者制度は 5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されます。

- 指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。
- ※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。（下表参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	改正法施行日の前日から1年:2020年(令和2年)9月29日まで
H11.4.1～H15.3.31	2年:2021年(令和3年)9月29日まで
H15.4.1～H19.3.31	3年:2022年(令和4年)9月29日まで
H19.4.1～H25.3.31	4年:2023年(令和5年)9月29日まで
H25.4.1～R元.9.30	5年:2024年(令和6年)9月29日まで

更新手続きにつきましては、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、事前に通知をさせていただきます。

●指定更新の要件は水道法第25条の3（指定の基準）に準拠し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います。

※事業の運営に関する基準（法第25条の8及び法施行規則第36条）に基づき、

適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- i. 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ii. 業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
- iii. 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

●更新申請に必要な書類

- ・様式第一号及び第二号
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書（法人）
又は住民票（個人）
- ・選任する主任技術者の確認書類
（免状又は技術者証等）

◎4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
※自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び
配管技能の資格の有無

◇更新申請についてのお問い合わせは
水道部工務課給水係 TEL：072-620-1692